

## 練馬区立関中学校PTA規約

### 理 念

わたしたちは、練馬区立関中学校に学び集うすべての生徒の学校生活が、より豊かなものになることを心から願い、学校教育目標を理解し、生徒を第一に考えて活動します。

保護者と教職員がともに手をたずさえ、安全・安心な教育環境を維持すること、生きる力を涵養し心身のすこやかな成長を願うこと、充実した学校生活を送ることができるよう、会員の総意に基づいて、ここに会則を定めます。

### 第一章 総則

(名称・事務所)

第1条 本会は、練馬区立関中学校PTAと称する。設立年月日は昭和58年4月1日とし、事務所を東京都練馬区関町北4丁目34番地23号の学校内に設置する。

(目的・活動)

第2条 本会は、保護者と教職員が互いに協力して、家庭と学校と地域社会における教育力の向上と生徒の健全な育成を図ることを目的とする。

第3条 本会は、主に次の活動をする。

1. 家庭教育、学校教育、地域教育に対する理解を深め推進する。
2. 家庭と学校との緊密に連携を推進し、生徒の学習環境をよりよくする。
3. その他本会の目的を達成するために必要な活動をする。

第4条 本会は、教育を本旨とする民主的な団体として次の方針により活動する。

1. 教育や福祉のために活動する他の団体や組織への協力
2. 政治・宗教への中立および非営利事業の堅持
3. 自主独立性を重んじ、他のいかなる団体の干渉も受けない  
教職員人事への中立的な立場の堅持、および他団体からの本会人事や運営への相互不干渉の維持
4. 本会または、本会運営委員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない

### 第二章 組織・運営

(会員資格・運営)

第5条 会員資格は次の通りとする。

1. 関中学校に在籍する生徒の保護者(父母またはこれに代わる者)。※1家庭1単位
2. 関中学校の校長をのぞく教職員。校長は顧問としてかわる。

第6条 活動に必要な費用が生じる場合には保護者、教職員の協力金によって運営される。

第7条 非加入を希望する場合は非加入届を本部あてに提出する。非加入による差別的扱いはしない。

第8条 協力金の収入があった場合には収支報告を速やかに実施する。

第9条 収支報告については会計監査を経て会員に報告する。

第10条 この会の運営年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(運営委員・会計監査・選出)

第11条 この会の運営委員は、次のとおりとし任期は会計年度に準じ1年とする。

1. 会長（保護者）※2名以上が会長に立候補した場合は共同代表制を採用
2. 副会長（副校長1名を含む）
3. 総務
4. 選出委員長
5. 学年代表

第12条 任期中での運営委員欠員対応については、当該年度の本部の判断とし、補充する場合は公正な方法で選出する。任期は、前任者の残任の期間とする。

第13条 運営委員の主な担務は、次の通りとする。

1. 会長（代表）は会務を統括する。共同代表制の場合は共同してこれにあたる。
2. 副会長は会長を補佐するとともに、協力金を集金する場合には統括する。
3. 総務は、運営上必要な事務をおこなう。
4. 選出委員長は、選出委員会を代表して互選会ならびに選出プロセスを適正に行う。
5. 学年代表は行事運営に関わる各学年の保護者を取りまとめる。
6. 上記以外の担務が生じた場合は必要に応じて運営委員会で決定する。

第14条 運営及び監査の選出を次のとおりとし、決定次第会員に報告する。決定は互選会参加者の過半数の賛成をもって成立とする。

1. 選出委員会が、前年度中に会員の中から立候補や推薦を受け付け、互選会にて次年度運営委員候補者を選出する。くじによる運営委員候補者の選出は行わない。選出委員会の職責は、互選会の進行に限定され、指名権並びに決定権を有しない。
2. 運営委員候補者は次年度も在校予定の保護者の中から選出する。また候補の時点で在校生がおり、次年度入学予定者がいる生徒の保護者についても権利を有する。ただし、候補時点で在校生がいない新一年生入学生のみ保護者については、その時点において、第5条に基づく会員資格がないことから候補の権利を有しない。
3. 前項のほか運営委員の過半数以上が必要とする場合において、第5条の会員資格者から運営委員を追加で選出することができる。追加で選出された運営委員候補者は臨時総会による承認を必要と承認日をもって運営委員に就任する。
4. 立候補期間は選出委員会が定め、期間内に立候補の届け出があったものを有効とし、立候補期間の満了日から5日以内に会員に公知する。
5. 立候補者がいない場合は互選会当日の立候補を認める。また選出委員の立候補も認める。
6. 会長の立候補者が複数の場合、第11条に基づき共同代表制を採択する。
7. 共同代表制の場合の会長相当の対外的呼称や運営委員の担務表記については、内外に分かりやすい表記を採用する。
8. 選出委員が集まらない場合は、運営委員会が互選会を開催し候補者選出に係る事務を行う。

第15条 委員会副委員長の選出は各委員会において互選により決定する。

第16条 会計監査は2名（保護者1名・教員1名）で構成され、本会のその年度の会計を監査する。

第17条 会計監査は、兼任することができない。（教職員を除く）

（総会）

第18条 総会は、協力金の募集を行う場合、規約改正を行う場合、運営委員会の過半数が必要と認めた時、または、会員の5分の1以上の要求があったときは、臨時に開催される。

第19条 総会を開催しない年度においては、会員に対し公知するとともに、年度末に活動報告及び会計報告を行うものとする。公知は、PTA室前掲示板への掲示、学校ホームページ、その他適切な方法により行う。

第20条 総会の有効議決定数は、会員の5分の1とする。ただし委任状をもって出席に代えることができる。

第21条 総会の決議は、出席者過半数の同意を必要とする。議決権は1家庭1票とする。

（運営委員会）

第22条 運営委員会は、運営委員と校長によって構成される。

校長は顧問として学校経営上の立場から意見を述べる。

第23条 運営委員会は、次の事項について協議または審議する。

PTA関連事業の企画や学校ボランティア活動の調整、総会の運営、本会活動の実施・休止に

関する協議、関中学校安全推進連絡会に関する事項の審議並びに承認。

1. 総会議案の作成
2. 各委員会活動の報告、調整、援助
3. 会員から委任された事項

第 24 条 運営委員会は、構成員の半数以上が出席しなければ成立しない。ただし委任状をもって出席に代えることができる。

第 25 条 運営委員会は、その構成員の半数以上が必要と認めた時、臨時に開会される。

(委員会等)

第 26 条 選出委員会と学年代表を設置する。

1. 学年代表は各学年の立候補によって構成する。
2. 委員は立候補によって構成する。
3. 教職員の P T A 内における担務は学校管理職に委ねる。

第 27 条 各委員等の任務については次のとおりとするが各委員会の方針を尊重する。

1. 学年代表：学年の連携を深め、学年の相談事項において、学校と協力して対応する。また行事運営のサポートをする。
2. 選出委員会：運営委員や委員の選出に必要な活動を行う。

### 第三章 改正・施行

(改正手続・施行)

第 28 条 この規約は、運営委員の 4 / 5 以上の賛成および、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成により改正する。白票または未回答票は賛成票とみなす。改正案は、総会開催の 5 日前迄にその内容を会員に知らせるように努める。

第 29 条 規約は分かりやすい表現を心がけ条文は必要最低限とする。真にやむを得ない場合以外は、良心と公正な手続きをもって可能な限り運用対処とする。

第 30 条 本規約は令和 8 年 7 月 1 8 日より施行する。

改正

令和 7 年 3 月 1 9 日  
令和 7 年 4 月 2 1 日  
令和 7 年 1 1 月 1 3 日  
令和 8 年 7 月 1 8 日

(以下余白)